

納戸の取扱いについて

住宅等(一戸建ての住宅、長屋、共同住宅)に設ける納戸については、下記の条件を満たすものに限る。

- ①納戸の床面積は、建築物の居室面積1/2以下であること
- ②設置できる建築設備は、換気設備、コンセント程度とする。(テレビ等使用できる設備不可)
- ③当該部分に設ける外壁の開口部は必要最低限のサイズとする。

【解説】

住宅等に納戸を設ける建物が多く見受けられ様々な形態があるため、条件を定めたものである。採光等が不足することをもって、室名を納戸等と記載することは認めない。

参 考

・建築確認のための基準総則集団規定の適応事例 2022年度版P46「1-1 (3)居室」